平成２５年（フ）第８８６０号
東京都練馬区大泉学園町５丁目13―４―103
債務者　新田奈津枝
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８８２号
東京都杉並区高円寺北３丁目21―１　酒井方
債務者　中須賀邦雄
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８８５号
東京都葛飾区堀切８丁目11―１―102
債務者　松永　静子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８８６号
東京都江戸川区平井７丁目３－２―311
債務者　山本　順子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８９３号
東京都江東区森下３丁目15―６―102
債務者　堀内　恵好（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８９４号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目490　青梅荘
債務者　戸口　浩美
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７号
東京都東大和市向原６丁目944番地の53エムシック101号
債務者　佐藤　昌子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７８９８号
東京都中央区明石町13―10―503
債務者　柳澤　福男
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４１７号
大阪市浪速区元町１丁目13番12号　難波元町コーポ803号
債務者　瀧本　香織
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５２７号
大阪市大正区北恩加島１丁目１番14号野村マンションⅡ203号
債務者　江口　杏奈（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６５３号
大阪府門真市幸福町７番23号　ラ・フォーレ古川橋102号
債務者　新福三貴男
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４９９号
埼玉県川越市宮元町15番地８
破産者　有限会社西郷工務店
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３２号
埼玉県ふじみ野市西１丁目３番９号106
破産者　有限会社総合商社テラヤ
1　決定年月日　平成25年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３号
沖縄県豊見城市字嘉数647番地の２
破産者　有限会社伊良皆建設
1　決定年月日　平成25年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５５号
川崎市麻生区黒川680
破産者　有限会社フリップフラップ
1　決定年月日　平成25年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
川崎市川崎区大島２丁目６番12号
破産者　株式会社仲谷家具店
1　決定年月日　平成25年８月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０７号
茨城県常陸太田市金井町1890番地
破産者　有限会社コヤマ
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１４０６号
東京都三鷹市牟礼６丁目23番２―409号
破産者　福田　正雄
1　決定年月日　平成25年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部